

「発着事件」^{*1}最前線

～発着者情報開示命令事件の審理運営改善に向けた取組のご紹介～
（東京地方裁判所の取組）

SNS等で誹謗中傷をした者の情報開示の手続きを簡易にするために、プロバイダ責任制限法が改正され^{*2}、令和4年10月から新たな裁判手続きとして発着者情報開示命令手続き（非訟事件）が導入されて2年半が経過しました。

円滑な審理を実現し、増加し続ける申立件数に対応するため、東京地方裁判所民事第9部は、令和6年9月、審理方式をリニューアル。申立書の記載内容を類型化したフォーマットを導入したほか、チェックリストの活用で適正な書面の作成ができるようにする工夫をしたとのこと。

そこで、今月号では、同部裁判官にリニューアル後の審理方式の解説をお願いしました。

LIBRA 編集会議 富田寛之、保高睦美、濱島幸子

* 1：発着者情報開示命令事件は、事件記録符号の「発着（ハツチ）」から「発着事件」と呼ばれている。

* 2：本誌2021年7・8月合併号で、プロバイダ責任制限法の改正経緯とポイントについて紹介している。
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_0708/p02-15_ippan.pdf

執筆者（肩書は執筆当時）

東京地方裁判所民事第9部

部総括裁判官 朝倉佳秀

上席裁判官 佐野義孝

裁判官 長 博文、田中結花、織川逸平、植木 亮、遊間洋行、先崎春奈

開示係書記官

CONTENTS

1 はじめに	3頁
(1) 事件の概況について	
(2) リニューアル後の審理方式のコンセプト	
2 スマートフォーマットの導入	4頁
(1) スマートフォーマットの有用性	
(2) スマートフォーマット	
(3) セルフチェックシート	
3 シームレス審理	5頁
(1) Teamsへの情報集約	
(2) 報告書による自律的進行管理	
(3) リニューアル後の審理フロー	
4 おわりに	7頁
発着事件のコツ	8頁
1 申立てのコツ 2 手続進行上のコツ 3 事件終局時のコツ	
資料（1～5）	10頁

1 はじめに

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正法（令和3年法律第27号。以下「改正プロバイダ責任制限法」という）が令和4年10月に施行され、従前、訴訟手続の利用を余儀なくされていた発信者情報開示事件は、より簡易な非訟手続（発着事件）を利用することができるようになった*1。もともと、発信者情報開示事件は、プロバイダのアクセスログの保存期間の関係から、迅速な手続進行が要請される事件類型であり、改正プロバイダ責任制限法もその趣旨を汲むものであったが、発信者情報開示命令事件（非訟手続）も、現実的には、種々の要因によって手続進行に支障が生じる例がまみられるところであった*2。

そこで、東京地方裁判所民事第9部（以下「当部」という）では、東京三弁護士会とも協議を重ねながら、現状の発信者情報開示命令事件の審理運営方式の改善を検討・試行し、このほど令和6年9月から審理方式をリニューアルして本格的に実施するに至っている。そこで、この場を借りて、リニューアル後の審理方式について説明させていただくこととしたい。

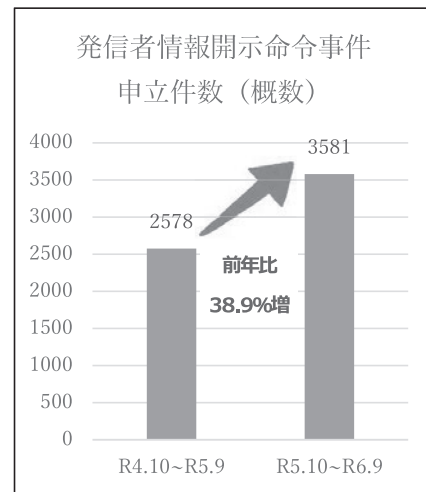
なお、本稿中の意見にわたる部分は、執筆者らの個人的な見解である。

(1) 事件の概況について

リニューアル後の審理方式の説明に先立ち、まず、発信者情報開示命令事件の事件概況についてみてみることにしたい。

改正プロバイダ責任制限法施行以降、当部では、全国に申し立てられる発信者情報開示命令事件の約7割に相当する事件の処理を担っており、その事件動向は以下のグラフのとおりである*3。一見して明ら

かなとおり、申立件数は増加の一途をたどり、改正プロバイダ責任制限法施行から2年目の申立件数は前年比約4割増もの伸長をみせている。これは、インターネット上の誹謗中傷等を巡る紛争の増加を背景として、改正プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示命令手続の利用が拡大したことなどによるものと考えられるところ、こうした申立件数の増加傾向は今後も継続することが見込まれる。



(2) リニューアル後の審理方式のコンセプト

リニューアル後の審理方式のコンセプトをかいつまんでいえば、「スマートフォーマットの導入」、「シームレス審理」が大きな二つの柱である。「洗練された、すっきりとした」という意味でのスマート、「縫い目のない」という意味でのシームレス、とご理解いただきたい。

すなわち、申立書の書式等としてスマートフォーマットを導入することにより、申立書に記載されるべき事項の抜けや漏れ、誤りが可及的に減じ（これにより申立書の補正が不要となり、実体審理に入る前に要する時間が大幅に短縮される）、また、裁判所としても、記載されるべき事項が全ての事件で定位置に

*1：改正プロバイダ責任制限法については、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報の削除申出への対応の迅速化と削除の運用状況の透明化に関する措置を義務付けることなどを内容とする改正法（令和6年法律第25号）の施行が予定されている（施行期日は、公布の日である令和6年5月17日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）。これに伴い、法律の題名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法。略称「情プラ法」）に改められることになる。

*2：従前の発信者情報開示命令事件の審理の状況の詳細については、向井敬二ほか「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続の運用について」NBL1226号（2022年）79頁以下及び作田寛之ほか「東京地方裁判所民事第9部における発信者情報開示命令事件の概況等について」NBL1266号（2024年）4頁以下を参照。

*3：当庁に申し立てられた発信者情報開示命令事件のうち、知的財産権に関する事件を除いた数に関するもので、いずれも当部で集計した概数。

記載されることから、申立書の審査の合理化が期待できる。さらに、リニューアル後の審理方式である「シームレス審理」により、これまで、ほぼ全件で期日を実施していた陳述聴取方法と比較し、審理期間の延伸の要因となる期日の指定や変更に伴う煩雑な調整が不要となり、期日を経ることなく Teams 上のやり取り（心証開示を含む）のみで速やかに終局に至る事案も増加している。このように、本格実施直後から、リニューアル後の審理方式による改善の効果が順調に現れてきている。

そこで、以下、二つのコンセプトの柱について、簡単にご説明することとしたい。

2 スマートフォーマットの導入

(1) スマートフォーマットの有用性

発信者情報開示申立ての対象となる投稿がされた後、いかに迅速に開示命令等の申立てができるかという実務上のニーズがあることには異論がないところであろう。実際に、せっかく苦勞して開示命令等を申し立てたものの、プロバイダ側の保有期間の経過等により、その目的を遂げることができないことも少なくない。

他方、申立書に記載すべき内容についてみると、多くの項目が共通しており、また、「権利侵害の明白性」については、名誉権、名誉感情又はプライバシーの侵害が指摘されることが大多数であるとの実情がある。

こうした迅速な対応の要請と類型化に馴染みやすいという特徴を踏まえて、当部では、申立書の記載内容を類型化した申立書の書式であるスマートフォーマットと、その活用支援ツールを導入した。

スマートフォーマットでは、発信者情報目録等や権利侵害の明白性を除いた申立書の多くの項目について を入れて内容を選択することにより申立書が一通り完成する仕様となっている。これまでのように申立書の内容を一からタイピングする必要はなくなる上、推敲や草稿をチェックする負担も従前と比べて格段に軽減されることになる。また、多くの発信者

情報開示の申立てに、スマートフォーマットが用いられることで、裁判官や書記官による申立書の確認を合理的に実施することが可能となり、総体的によりスピーディーな審理に資することにつながる。

このほか、スマートフォーマットの実効的な活用を支援するツールとして「セルフチェックシート」も導入した。このチェックシートを利用しながらスマートフォーマットで申立書を作成することにより、容易に、かつ、抜けや漏れ、誤りのない申立書を作成することが期待される。そして、裁判所から何度も訂正や補正を求められて実体的な審理に進まないといった事態になることが大幅に減るものと考えられる。

このように「スマートフォーマット」×「セルフチェックシート」の活用により、適度な申立書が提出されることによって、スピーディーに実体審理に至ることが可能となる。スマートフォーマットやセルフチェックシートは、いずれも当部の発信者情報開示のウェブページから誰でもダウンロードすることができる。ぜひスマートフォーマット等を利用して、申立書の作成のしやすさを実感してもらいたい。

スマートフォーマットを利用すれば、改正プロバイダ責任制限法について基本的な知見を有する弁護士であれば簡便に申立書の作成が可能となり、かつ、それをセルフチェックシートにより補完することで、精度が高まり、入口で足踏みすることなく、スピーディーに実体審理に進むことが可能となる。

(2) スマートフォーマット

スマートフォーマットは、①チェック式の申立書本体【別添1】(10頁)のほかに、②申立書に添付する発信者情報目録、主文目録の作成を支援するための記載例集、③権利侵害の説明に用いるための書式などで構成されている。

①の申立書本体の活用について、当部のウェブページ(5頁参照)には、「開示命令のみ」、「開示命令+提供命令」、「開示命令+消去禁止命令」などパターンに応じて、どこに するのかの記載例もアップロードされているので、そちらも参考にしていきたい。

②の目録記載例集は、申立書に発信者情報目録等

の目録を添付する運用がされているところ、個別の事案に応じた適切な目録の作成を支援するためのものである。②の目録記載例集を参照して発着情報目録等を作成することで、大枠で適式な目録等を作成できるようになっている。また、記載例集から適切な記載例を参照できるように簡単なフローチャートもアップロードしている。

なお、②の目録記載例集は、プロバイダごと、コンテンツごとの発着情報目録の記載を全て網羅するものではないため、プロバイダごとの対応の詳細については、プロバイダが公表している情報や申立人側の手続代理人弁護士らにより発着されている情報なども必要に応じて確認することが望まれる。また、投稿記事目録の記載についても、プロバイダごとに固有の投稿記事の特定方法が求められる場合があることなどにも留意していただくことが重要である。

③の権利侵害の説明の書式には、名誉権の侵害を主張する場合を念頭に、争点化されることが多いパートに即した分析的な記載が可能となっている。

(3) セルフチェックシート

セルフチェックシート【別添5】(13頁)は、申立書の作成過程における抜けや漏れ、誤りなどについてのセルフチェックを容易にするものである。

セルフチェックシートは、これまでの申立書の審査において裁判所から申立人手続代理人に訂正・補正の依頼をすることが特に多い事項のほか、手数料等の手続案内を取りまとめたものでもある。そのため、セルフチェックシートを利用しながらスマートフォーマットを用いて申立書を作成すれば、裁判所から訂正や補正を求められることが大幅に減少し、その結果、より早く実体審理に入ることが可能となる。

また、申立書の作成に利用されたセルフチェックシートが申立書と併せて提出されることにより、裁判所においても、チェックシートを用いながら申立書を確認できることから、申立書のチェックをより合理的に実施することが可能となる。そのため、申立人手続代理人には、申立書と併せて確認済みのセルフチェックシートの提出もお願いする次第である。

ワンポイントアドバイス

当部のウェブページのご案内

スマートフォーマットとセルフチェックシートを含めた以下の書式集をアップロードしているほか、手続のフローチャート図やFAQも記載しています。ぜひご覧ください。

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html



(左記ウェブサイト)

- チェックリスト
- 【申立書】発着情報開示命令申立書
- 【記載例①】コンテンツプロバイダ（CP）に対し、提供命令も併せて申し立てる場合
- 【記載例②】CPに対し、発着情報開示命令のみを申し立てる場合
- 【記載例③】アクセスプロバイダ（AP）に対し、消去禁止命令を併せて申し立てる場合
- 【記載例④】APに対し、発着情報開示命令のみを申し立てる場合
- 発着情報目録選択のためのフローチャート図
- 【参考書式1】発着情報目録記載例集
- 【参考書式2】主文目録記載例集
- 【参考書式3】権利侵害の説明
- 【参考書式4】メールアドレス連絡票
- 【参考書式5】訂正申立書

3 シームレス審理

(1) Teams への情報集約

裁判所におけるウェブ会議の利用が浸透し、弁護士の間においても訴訟資料等のデジタル管理が進んでいるものと思われる。このような状況に鑑み、発着情報開示命令事件についても、申立後速やかにTeamsで各事件のチームを作成し、アップロードされた主張書面や証拠をTeams上で確認することとしている。このため、代理人においては、ファクシミリ送信された書面のPDF化や、不鮮明な書面のクリーン



ワンポイントアドバイス

Teams アカウント用メールアドレス

申立人手続代理人弁護士は、申立時に、審理や事務連絡等に使用するための Teams 登録用アカウント（電子メールアドレス）を、上申書に記載するなどして提出してください。

また、相手方代理人弁護士も、受任が決まった時点で速やかに、Teams 登録用アカウントを記載した上申書を提出してください。

Teams 投稿、ファイルのアップロード

Teams で投稿をする際は、必ずメンションを付してください。投稿本文に「@team」と入力すると、登録されたメンバー全員にメンションされます。

また、Teams にファイルをアップロードする際にも、未読の投稿があることが表示されるようにするため（アップロードしただけでは通知がなく確認漏れが生じる可能性がある）、必ず、ファイルをアップロードした旨の投稿も併せてお願いいたします。

裁判所と手続代理人間の連絡をスムーズに行うため、裁判所からの投稿に対しては、「👍」のリアクションボタンなどにより、投稿を確認した旨の反応を返していただくことにもご協力をお願いいたします。

ファクシミリとクリーン

開示係の専用ファクシミリ番号は、次のとおりです。

「03-6388-1072」

書面の提出は、原則、ファクシミリ又はクリーンコピーのいずれか一方で足りません。主張書面や証拠書類（証拠説明書を含む）については、まずは Teams に投稿してください。裁判官から正式に書面での提出を求められたもののみについて、ファクシミリ又はクリーンコピーのいずれか一方で提出してください。

なお、大部な書面（50枚を超えるようなもの）のファクシミリ送信は、他の受信の妨げともなりますので、ご遠慮ください。

コピーの送付といった事務が減少し、また、裁判所からの求釈明や心証などについても Teams で確認することができるオンラインによる審理によって、時間・場所による限定がされることなく、より迅速な手続進行が図られている。

なお、アップロードされた電子データとしての資料については、現時点では、書面化が要求される申立ての訂正申立書等、必要な範囲でファクシミリ、郵送又は持参により提出する場面は残るものの、その提出前に事件が取下げによって終了したような場合には、こちらも不要となるというメリットがある。

(2) 報告書による自律的進行管理

発信者情報開示命令事件は、コンテンツプロバイダ（CP）から提供命令の履行を受けた場合、アクセスプロバイダ（AP）に対する開示命令の申立てをするとともに、その旨を CP に通知する必要がある、相手方が発信者情報を保有していないなどの回答を受けた場合には、その事情を確認し、下位 AP の存在が判明したときは、提供命令の申立てを検討する必要があるなど、事案に応じた申立人の対応を要する場面も多い。このような状況を踏まえ、当部では、申立人用の報告書【別添2～4】（12頁）を活用していただくこととしている。これらの書式は、提供命令の発令や、相手方に対する消去禁止命令に先立つ情報の保有照会のタイミングで、Teams を通じて申立人手続代理人に提供しているものである。申立人手続代理人には、提供命令の第一段階の履行を受けた時点や、相手方に AP に対する申立てを行った旨を通知して第二段階の履行を促す時点、保有照会に対する回答書を受けた時点で、その内容に応じて、その後の対応について検討し、裁判所に連絡していただきたい（この書式を用いて、Teams に各報告書のファイルをアップロードするとともに、アップデートした旨の投稿をしていただきたい）。これにより、申立人の準備状況、事件の進行状況等について、関係当事者が Teams でいつでも共有することができ、手続の円滑な進行が実現することとなる。

なお、提供命令が発令されている限り、基本的に

APに対する申立てを待つて一体的に審理することになるが、提供命令の履行に要する期間はプロバイダや事案等によって一様ではないことから、申立人手続代理人には、事案等に即した手続進行についての意向を積極的に上申していただくことが重要である。

(3) リニューアル後の審理フロー

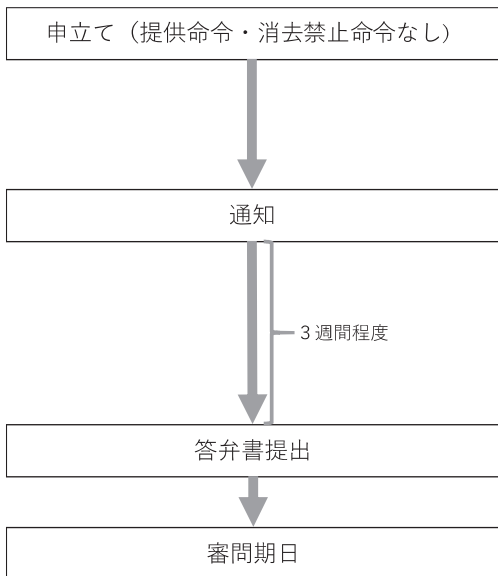
シームレス審理の本格実施後、当部における発信者情報開示命令事件の審理フローは、次の各図のような流れで定着してきている。Teams中心の審理によって、審問期日を開くことなく、答弁書提出後にTeams上で心証を開示して決定に至るなど、期日で区切られることなく、間断なく（シームレス）円滑に処理される事件も増えている。なお、(2)で述べた報告書は、【図2】の★印の場面において活用されているものである。

4 おわりに

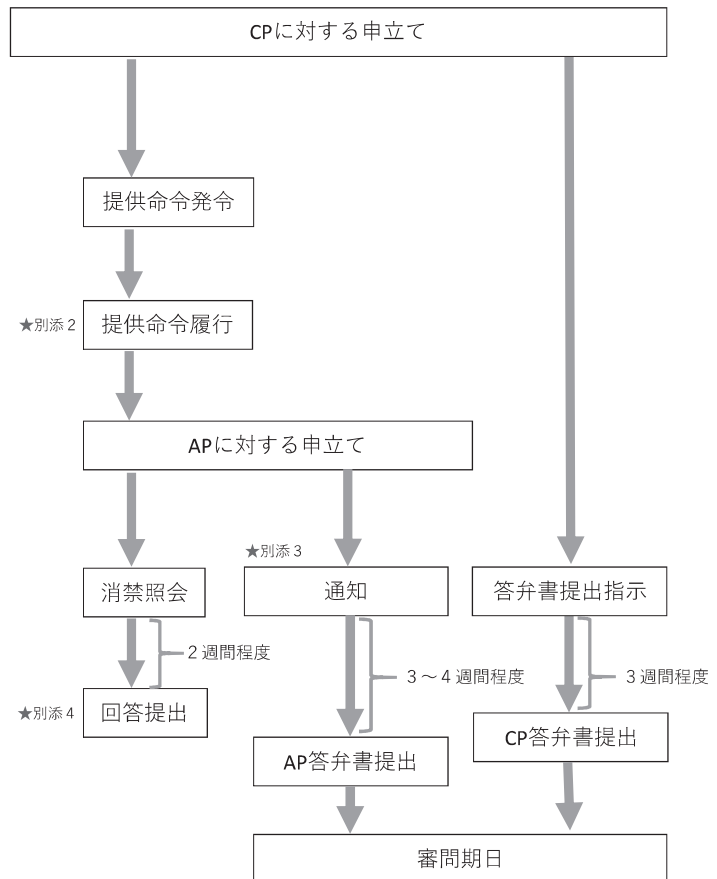
以上のとおり、発信者情報開示命令事件のリニューアル後の審理方式について紹介させていただいた。このような審理運営の改善に向けた取組は、裁判所と当事者その他関係者の協力があって実現できているものである。今回紹介した内容が、インターネット上の誹謗中傷に関する紛争の解決のため、有益なものとなることを願っている。

末尾に、発信者情報開示命令事件の手続のコツを、「発Tips (ハツチップス)」と題してご案内する。弁護士のほか、日ごろから当部の運用にご協力いただいている事務員の方々にも、お役立ていただければ幸いである。

**【図1】 CPまたはAPに対し、
発信者情報開示命令のみを申し立てる場合**



**【図2】 CPに対し、
提供命令も併せて申し立てる場合**





発 Tips ～発子事件のコツ～

1 申立てのコツ



窓口について

開示係（インターネット関係）の窓口は、当部の①番窓口です。開示係では、発子事件のほか、インターネット関係仮処分事件を担当しています。窓口は、お昼休みと、混みあう午後4時以降の時間帯を避けてご利用いただくと幸いです。



発子事件の申立て先について

東京地裁管轄の発信者情報開示命令事件のうち、知財事件（特許権、著作権、不正競争防止法に規定する事件等）は、ビジネスコート（東京地裁中目黒庁舎）の知的財産権部が申立て先となり、知財事件以外のものについては、当部が申立て先となります。



事件番号について

新件の事件番号については、立件後、申立人手続代理人に担当書記官からTeams又は電話で連絡します。それまでは、事件番号のお問合せはご遠慮ください。



申立手数料について

開示命令事件の申立て、提供命令の申立て及び消

去禁止命令の申立ての申立てごとに、それぞれ一申立てにつき各1000円の申立手数料を納付する必要があります。また、申立人又は相手方が複数の場合には、当該人数分の額の収入印紙が必要となります。印紙は、申立書1枚目表の上部余白等に貼り付けてください。



申立てに必要な郵券等について

発信者情報開示命令事件の申立てに必要な郵券等は下表のとおりです。



宛名ラベルについて

申立て時やレターパック、郵券の提出時には、相手方送付先を記載した宛名ラベルの提出にご協力ください。



当事者の複数申立てについて

申立人又は相手方が複数いる場合、申立ての趣旨は、単に「相手方は、申立人に対し、」ではなく、「相手方Yは、申立人Xに対し、」「別紙発信者情報目録1の」等と対応関係が明らかになるように記載してください。このように、当事者の複数申立ては、申立書の記載が複雑になる上（スマートフォーマットにも対応していない）、主張、証拠関係も錯綜しやすいため、当部では推奨していません。

申立てに必要な郵券等

申立ての種類	必要な郵券等(金額)	送付する書面	備考
発信者情報開示命令事件のみ (提供命令申立て・消去禁止命令申立てがある場合を含む)	レターパックライト (430円×相手方の数)	期日通知書、提供命令決定正本、消去禁止命令申立てにかかる照会書、書面審理による意見照会書等及び申立書副本	その他の書面 (書証写しの副本)等は相手方に直送
発信者情報開示命令事件 (提供命令申立て・消去禁止命令申立てがある場合を含む) 及び発信者情報開示・投稿記事削除仮処分命令申立事件(同時申立て)	レターパックライト (430円×相手方の数)	発信者情報開示命令事件につき、期日通知書、提供命令決定正本、消去禁止命令申立てにかかる照会書、書面審理による意見照会書等及び申立書副本	その他の書面 (書証写しの副本)等は相手方に直送
		発信者情報開示・投稿記事削除仮処分命令申立事件につき、期日通知書	申立書、書証等の副本は債務者に直送

※郵便料は、保管金の電子納付により予納することもできますが（後記3の「発令準備」参照）、申立時には、発信者情報開示命令事件の特性を踏まえ、事案等に応じて初期の手続を機動的に処理することができるようにするため、原則としてレターパックライトを納付していただく取扱いとしています。



複数代理人がいる場合の担当について

受任した手続代理人弁護士が複数いる場合、申立書、答弁書その他の準備書面等に連絡窓口となる担当弁護士の記載を付記してください。



外国法人の資格証明書について

日本における代表者が登記された外国法人の資格証明書は国内の法務局で取得が可能です。この場合、日本における代表者が法人の場合には、当該法人の資格証明書も必要です。なお、発信者情報開示命令事件について資格証明書が提出されていれば、その付随事件である提供命令や消去禁止命令の申立てに際して改めて資格証明を提出する必要はありません。資格証明書は、原則として代表者事項証明書で足りる。

2 手続進行上のコツ



期日変更について

当部では、期日変更を希望する代理人に、反対当事者の代理人との間で変更後の期日の候補を三つ程度調整の上で期日変更申請をしていただくようお願いしています。期日調整は、Teams上で行うのが便宜です。Teamsへの登録が未了の場合には、Teams登録用アカウントに記載した上で、期日変更上申書に、候補日時を記載してファクシミリ送信していただくと、期日変更がスムーズです。この場合には、特に期日請書の提出を求めることはしていません（第1回期日も同様）。



直送と副本について

申立書以外の主張書面、書証等の書面については、直送していただく必要があります（発信者情報開示命令事件手続規則5条参照）。裁判所への副本の提出は不要です。直送するタイミングは、裁判官又は書記官から別途連絡します。



提出書面に記載する事件番号について

主張書面等の提出書面や送付書に記載する事件番号は、(モ)事件に係るものであっても、必ず基本事件である(発令)事件の番号も記載してください。先行事件がある場合は、当該事件番号のほか、最先頭の事件番号も併せて記載してください。

発信者情報開示命令申立書の「関連事件の表示」の欄に記載するのは、先行する提供命令により情報提

供がされた他の開示関係役務提供者に対する開示命令事件の事件番号のみです。仮処分命令申立事件の事件番号（「ヨ」事件）は該当しませんので、この場合には、「先行事件なし」と記載してください。

3 事件終局時のコツ



発令準備について

開示命令発令時等には、決定書を作成するための準備として、申立人手続代理人に、決定に際して必要な各目録（当事者目録、発信者情報目録、投稿記事目録等）や郵券の提出を依頼します。速やかな発令に向けて、早期の提出にご協力をお願いします。

なお、郵便料については、郵便切手に代えて保管金の電子納付によって納付することもできます（詳細は裁判所ウェブサイト等参照）。電子納付をご利用になると、上記目録の電子データをTeamsにアップロードしていただくことにより、当部に郵便切手を持参又は郵送することなく発令準備を行っていただくことができます。



取下げについて

発信者情報開示命令申立事件を全部取り下げる場合には、原則として、取下書の正本を裁判所に提出し（ファクシミリ送信不可）、相手方（代理人）に対して同副本を直送してください。ただし、相手方に直送ができないときは、正本及び副本に加え、110円分の郵便切手（提供命令が発令されていない場合）又はレターパックライト（提供命令が発令されている場合）を提出してください。

なお、取下げの方法については、当部ウェブページの「エ. よくある質問 Q. 取下げの方法について知りたい。」のフローチャートを参照してください。



執行文付与申請の時期について

開示命令への執行文付与が可能となるのは、同決定確定後（相手方が同決定の告知を受けた日から1か月以内に異議の訴えが提起されなかったとき）です（改正プロバイダ責任制限法14条5項参照）。執行文付与申請に際しては、決定日から1か月+1週間くらいが経過した後に、当該決定が確定しているかをあらかじめ担当書記官にご確認ください（相手方への送達日をお電話で個別にお答えすることはしていません）。

【別添1】スマートフォーマット申立書本体（全9頁中1-4頁）

【印紙貼付】

発信者情報開示命令申立書
 提供命令申立書
 消去禁止命令申立書 (ver. 2.1)

【作成日】

東京地方裁判所民事第9部 御中

【作成名義人の記名押印】

発信者情報開示命令事件手続規則2条1号の事件等：
 東京地裁令和 年（発着）第 号（直近）
 東京地裁令和 年（発着）第 号（最先頭）
 （同一投稿が対象かつ係属 なし
 中の直近及び最先頭の各事件）

規則4条2項の事件： 東京地裁令和 年（発着）第 号
 目録確認欄 当事者目録 発信者情報目録 投稿記事目録
 権利侵害の説明 主文目録（提供命令申立てがある場合）

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

申立ての趣旨

【開示命令】
 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

【提供命令】
 別紙主文目録記載のとおり

【消去禁止命令】
 相手方は、別紙投稿記事目録記載の各情報に係る発信者情報開示命令事件（当該事件についての発信者情報開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

1

申立ての理由（開示命令）

1 インターネット上の本件投稿
 インターネット上に別紙投稿記事目録記載の記事の投稿（以下「本件投稿」）がされた。【甲〇】
 受信する者が限られている場合
 特定電気通信に当たる理由は以下のとおり。【甲〇】
 （理由： ）

2 相手方が開示関係業務提供者であること【甲〇】（いずれかを一つを選択）
 a 本件投稿に係るサイトを運営している（匿名掲示板、SNS等運営業者）。
 b 本件投稿が蔵置されたサーバーを管理している（レンタルサーバー業者等）。
 c 本件投稿に係る侵害投稿通信（侵害情報の投稿時の通信）を媒介した。
 d 本件投稿に係る侵害関連通信（侵害投稿に最も時間的に近接したログインやアカウント作成等の際の通信）を媒介した。

3 発信者情報の保有
 相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

4 補充性（相手方が2 aに当たり、特定発信者情報の開示を求める場合）【甲〇】（いずれかを一つを選択）
 イ 相手方は、特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない。
 ロ 相手方は、発信者又は契約者の氏名又は住所の一方又は両方を保有しておらず、かつ、侵害投稿通信に係るIPアドレス等のアクセスログ（タイムスタンプを除く。）を保有していない。
 ハ 相手方から本件投稿の侵害投稿通信に係る発信者情報の開示を受けたが、発信者を特定できなかった。

5 権利侵害の明白性
 別紙権利侵害の説明のとおり

6 開示を受けるべき正当な理由
 発信者に対する損害賠償請求等を予定している。
 その他：

7 よって書き（前記2 dに当たる場合は2項を選択）
 よって、以下の条文に基づき発信者情報開示命令を求める。
 プロバイダ責任制限法5条1項 プロバイダ責任制限法5条2項

2

申立ての理由（提供命令）

1 インターネット上の本件投稿
 開示命令申立ての理由記載1のとおり

2 相手方が開示関係業務提供者であること【甲〇】
 開示命令申立ての理由記載2のとおり

3 提供命令の必要性（該当する場合に記載）
 アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に3か月等と短く、早期に申立ての趣旨記載のとおり提供を行わなければ、発信者を特定できなくなるおそれがある。
 本件投稿につき提供命令が失効したことがある場合
 以下の事情により、再度の提供命令を求める特別の必要がある。【甲〇】
 （事情： ）
 2号限定型で足りる場合
 相手方から、本件投稿に係る他の開示関係業務提供者として主文目録記載のプロバイダの氏名等情報の提供を受けた。【甲〇】

4 補充性（相手方が開示命令申立ての理由2 aに当たり、特定発信者情報の提供命令を求める場合）
 開示命令申立ての理由記載4のとおり

5 よって書き（いずれかを一つを選択）
 よって、以下の条文に基づき提供命令を求める。
 プロバイダ責任制限法15条1項（特定発信者情報なし）
 プロバイダ責任制限法15条2項、1項（特定発信者情報あり）

3

申立ての理由（消去禁止命令）

1 インターネット上の本件投稿
 開示命令申立ての理由記載1のとおり

2 相手方が開示関係業務提供者であること【甲〇】
 開示命令申立ての理由記載2のとおり

3 発信者情報の保有
 相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

4 消去禁止命令の必要性
 相手方は、前記各情報の任意保存をしない。
 以下の事情により、相手方が前記各情報のデータを消去する期限が切迫している。【甲〇】
 （事情： ）

5 よって書き
 よって、プロバイダ責任制限法16条1項に基づき消去禁止命令を求める。

4

【別添1】スマートフォーマット申立書本体（同5-8頁）

関 連 事 情

本件投稿中にサイト上から削除済みのものがある。
該当する投稿：
削除時期：

投稿（閲覧用）URL／投稿者URLの裏付け書証が入手できないものがある。
該当する投稿：

投稿日時が特定できないものがある。
該当する投稿：

投稿したアカウントの活動が数か月止まっており、又は停止されている。
該当する投稿：

上記いずれにも該当しない。

附属書類等の確認欄（申立書類の提出前にチェックする。）

申立書の写し 1通（相手方送付用）

レターバックライト 1通（相手方送付用） ※相手方の宛名ラベル付き

証拠説明書 1通（裁判所用のみ）

甲号証の写し 各1通（裁判所用のみ）

手続代理委任状 1通 ※取下げの特別委任を含む。

申立人（法人）の資格証明書 1通

相手方（法人）の資格証明書 1通

相手方の日本における代表者（法人）の資格証明書 1通

申立てチェックリスト 1通

5

(別紙)

当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
申立人 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ビル〇号室（送達場所）
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎
同 弁護士 乙 野 次 郎（担当）

〇〇〇〇国〇〇〇〇、〇〇〇州、〇〇〇、〇〇〇・ストリート、〇〇
相手方 〇 〇 〇 〇
上記代表者（日本における代表者） 〇 〇 〇 〇
(送付先)
〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

【注意事項】

- ・この書式の当事者目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。事案に応じた的確な記載をしてください。
- ・当事者である法人の代表者（日本における代表者を含む。）が法人である場合は、当該法人の代表者の記載（「上記代表者代表取締役〇〇」などと記載します。）も必要です。当該法人の代表者事項証明書等の資格証明書に基づいて記載してください。

6

(別紙)

発信者情報目録

1 別紙投稿記事目録記載の各記事の投稿に用いられたアカウントに登録された以下の情報

(1) 電話番号

(2) 電子メールアドレス

2 別紙投稿記事目録記載の各記事の投稿に用いられたアカウントに係る以下の情報

(1) 当該アカウントを作成した際の通信に係る接続元IPアドレス及び接続日時（タイムスタンプ）

(2) 上記各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントへのログイン時の通信に係る接続元IPアドレス及び接続日時（タイムスタンプ）

【注意事項】

- ・この書式の発信者情報目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。相手方又はサイトに応じた的確な記載をしてください。
- ・裁判所ウェブサイトへ上げられている発信者情報目録記載例集は、あくまでも参考のための記載例であり、相手方及びサイトに応じた記載とは異なる場合があります。使用に当たってはご注意ください。

7

(別紙)

投稿記事目録

(投稿されたサイトの名称 ●●●●)

投稿 1

アカウント名	●●●
閲覧用 URL	https://*****.***/*-****/*****
投稿日時	2024/1/1 11:11:11 (JST) 2024/1/1 02:11:11 (UTC)

投稿 2

アカウント名	●●●
閲覧用 URL	https://*****.***/*-****/*****
投稿日時	2024/1/2 22:22:22 (JST) 2024/1/2 13:22:22 (UTC)

【注意事項】

- ・URLのハイパーリンクを有効化すると、「_」（アンダーバー）が視認できなくなる等の事務処理上の支障があるため、有効化しないよう注意してください。
- ・サイトの作りや証拠の有無等により、侵害情報に当たる投稿を識別特定するために必要な要素は異なります。必要に応じて、表に投稿番号、投稿者URL、投稿内容等の欄を設け、記載を追加してください。また、アカウント名の欄が不要な場合は削除して使用してください。

8

【別添1】スマートフォン申立書本体（同9頁）

(別紙)

□主文目録

1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

【注意事項】

- この書式の主文目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。相手方、サイト及び発信者情報目録に応じた的確な記載をしてください。
- 裁判所ウェブサイト上に上がっている主文目録記載例集は、あくまでも参考のための記載例であり、相手方及びサイトに応じた記載とは異なる場合があります。使用に当たってはご注意ください。

9

【別添2】提供命令第一段階報告書

事件番号 令和 年(モ)第 _____号
 (基本事件:令和 年(発注)第 _____号)
 (最先頭事件:令和 年(発注)第 _____号)

報 告 書

頭書の事件について、次のとおり報告します。

1 申立人は、相手方から、下記のとおり所要の事項の提供を受けました。

記

(1) 提供日 令和 年 月 日

(2) 提供事項 法15条1項1号のうち、

他の開示関係役務提供者の氏名等情報(イに該当する事項)

発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない又は他の開示関係役務提供者を特定することができない旨(ロに該当する事項)

2 1の提供の内容を受けた申立人の今後の予定等（事件進行に関する意見等を含む。）は、以下のとおりです（該当する項目の□にレを付してください（複数選択可））。

他の開示役務提供者に対する発信者情報開示命令の申立て

本件発信者情報開示命令申立事件の取下げ

提供命令に係るもの以外の発信者情報の開示命令の審理

令和 年 月 日

申立人（手続代理人）

※ 本書面は Teams 上にアップロードする方法で提出してください。

【別添3】AP申立て通知・提供命令第二段階報告書

事件番号 令和 年(モ)第 _____号
 (基本事件:令和 年(発注)第 _____号)
 (最先頭事件:令和 年(発注)第 _____号)

報 告 書

頭書の事件について、下記のとおり報告します。

記

1 相手方に対し、他の開示関係役務提供者に対して発信者情報開示命令の申立てをした旨の通知をし、同役務提供者に対する発信者情報の提供を依頼した日

令和 年 月 日

2 事件進行に関する申立人の意見等

令和 年 月 日

申立人（手続代理人）

※ 本書面は Teams 上にアップロードする方法で提出してください。

【別添4】消去禁止命令の保有照会回答報告書

事件番号 令和 年(モ)第 _____号
 (基本事件:令和 年(発注)第 _____号)
 (最先頭事件:令和 年(発注)第 _____号)

報 告 書

頭書の事件の消去禁止命令に係る照会回答につき、次のとおり報告します（該当する項目の□にレを付してください（複数選択可））。

1 相手方から、契約者の情報を（一部）保有する旨の回答があったので、権利侵害等の審理に入られたい。

差し当たり書面審理を希望する。

期日での審理を希望するので、相手方手続代理人との間でウェブ会議期日の候補日時（3候補以上）を調整の上、裁判所に提示する。

2 相手方から、他の開示関係役務提供者の情報を保有している又は回線を卸している等の回答があった。

上記他の開示関係役務提供者の氏名及び住所の任意開示をする旨の回答はないため、相手方に対し、法15条1項1号及び2号の提供命令の申立てをする。

上記他の開示関係役務提供者の氏名及び住所の任意開示をする旨の回答があった。

当該他の開示関係役務提供者に対し、保有する発信者情報の任意提供をする旨も回答された。

上記任意提供をする旨の回答はないため、相手方に対し、法15条1項2号の提供命令の申立てをする。

3 相手方から、契約者又は他の開示関係役務提供者の情報を保有していない又は特定できなかった旨の回答があったので、取下げを検討し、____月____日頃までに取下書を提出する。

4 相手方から発信者情報を訂正するなどすれば保有確認が可能である旨の回答があったので、速やかに訂正申立書を提出する。

5 相手方から回答を得られるよう、以下の督促等を行う。

回答期限を過ぎても回答がないため、相手方に回答を督促する。

調査未了との回答がされたため、相手方に調査を督促する。

先行する提供命令に基づく提供を未受領である旨の回答がされたため、先行事件の相手方に提供を督促する。

令和 年 月 日

申立人（手続代理人）

※ 本書面は Teams 上にアップロードする方法で提出してください。

【別添5】チェックリスト

番号	項目	確認事項（申立書等の提出前に自己点検して右欄に☑を入れてください。）	チェック欄	裁判所使用欄
1	(管轄等)			
(1)	国際裁判管轄	法9条により日本に裁判権がある事件ですか。		
(2)	国内管轄	法10条により東京地裁に管轄がある事件ですか。 (※ 大阪高裁管轄区域以西に土地管轄がある事件は、先行する提供命令による専属管轄(法15条1項1号イにより氏名等情報が提供されたことを要します。)がない限り、管轄がありません。)		
(3)	担当部	侵害された権利に知的財産権が含まれていませんか。 (※ 知的財産権が含まれる事件については、知的財産権部へ申立てをしてください。)		
2	(申立書冒頭部分)			
(1)	規則2条1号等	(同一の投稿を対象とした先行事件がある場合) 直近及び最先頭の開示命令事件の表示が記載されていますか。		
(2)	規則4条2項	(附随事件のみの申立てをする場合) 本案の発信者情報開示命令事件の表示が記載されていますか。		
(3)	印紙(開示命令事件)	開示命令事件の印紙が正しく貼付されていますか。 (※ 開示命令事件は、1件につき1000円です。件数は、当事者ごとに数えます。例えば、① 申立人1名・相手方1名なら1件、② 申立人1名・相手方2名なら2件(1×2=2)、③ 申立人2名・相手方3名なら6件(2×3=6))		
(4)	印紙(附随事件)	提供命令事件や消去禁止命令事件の印紙が正しく貼付されていますか。 (※ 上記事件は、各1件ごとに1000円です。件数の数え方は、開示命令事件と同様です。例えば、申立人1名・相手方2名でいずれも提供命令・消去禁止命令を申し立てるときは、合計4件(1×2×2=4)です。)		
(5)	郵券	相手方の人数分のレターパックライトが添付されていますか。 (※ 相手方の送付先の宛名ラベルを添付してください。貼付はしないでください。)		
3	(開示命令申立書)	開示命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、4に進んでください。		
(1)	主張のチェック	開示命令の申立ての理由中の必要な事項に☑がされていますか。		
(2)	補充性の確認	相手方の開示関係役員提供者の該当性について「a」が選択され、かつ、発信者情報目録に特定発信者情報が記載されている場合、補充性を充足する理由イ～ハのいずれかに☑がされていますか。		
(3)	条文の選択	相手方の開示関係役員提供者該当性について「d」を選択している場合、よって書きの条文としてプロバイダ責任制限法5条2項に☑がされていますか。		
(4)	証拠の引用	申立ての理由となる事実に関する証拠が申立ての理由の中に引用されていますか。		
4	(提供命令申立書)	提供命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、5に進んでください。		
(1)	主張チェック	提供命令の申立ての理由について必要な事項に☑がされていますか。		
(2)	主文の記載	主文目録記載の内容は、本件に即した適切なものになっていますか(主文目録の記載例も参照してください。)		
(3)	主文記載の(ロ)からタイムスタンプを除外	(発信者情報目録にタイムスタンプ(施行規則2条13号)が含まれている場合)法15条1項1号ロに対応する主文掲記の発信者情報からタイムスタンプが除かれていますか(施行規則7条所定の提供先特定用発信者情報のみが対象とされていますか。)		
(4)	「～記載2のとおり」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方が開示関係役員提供者に該当する事由について、「申立ての理由(開示命令)」の2のa～dのいずれかに☑がされていますか。		
(5)	「～記載4のとおり」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方の開示関係役員提供者の該当性について「a」を選択し、かつ、発信者情報目録に特定発信者情報を記載している場合、補充性を充足する理由イ～ハのいずれかに☑がされていますか。		
(6)	法15条1項1号イ括弧書き	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 提供命令申立書に添付した発信者情報目録記載の各情報は、開示命令申立ての対象としている発信者情報に含まれていますか。		
(7)	条文の選択	相手方の開示関係役員提供者の該当性について「a」を選択し、かつ、発信者情報目録に特定発信者情報が記載されている場合、よって書きの条文として「プロバイダ責任制限法15条2項、1項」に☑がされていますか。		
5	(消去禁止命令)	消去禁止命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、6に進んでください。		
(1)	主張チェック	消去禁止命令の申立ての理由について必要な事項に☑がされていますか。		
(2)	「～記載2のとおり」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方の開示関係役員提供者の該当性について「申立ての理由(開示命令)」の2のa～dのいずれかに☑がされていますか。		
6	(関連事情)	関連事情の記載がない場合には右欄に☑を入れて、7に進んでください。		
	主張チェック	関連事情の有無について記載漏れはありませんか。		
7	(別紙当事者目録)			
(1)	資格証明書との一致	記載内容は添付資料の資格証明書と一致していますか。		
(2)	当事者の呼称	「申立人」、「相手方」という表記になっていますか。 (債権者、債務者ではありません。)		
(3)	手続代理人	申立人 手続 代理人弁護士と記載されていますか。		
(4)	送付先	相手方の本店所在地以外の場所に送付する場合、送付先が記載されていますか。 (送付先に関する資料も提出してください。)		
(5)	代表者が法人の場合	法人が当事者であり、その法人の代表者が更に法人である場合、代表者である法人の代表者が記載されていますか。		

8	(別紙発信者情報目録)			
(1)	発信者情報の記載	発信者情報目録選択チャートを利用するなどして開示を求める発信者情報が適切に記載されていますか。		
(2)	目録加筆時の注意	開示を求める発信者情報は、施行規則2条各号所定の発信者情報に該当しますか。（※発信者情報目録の記載例に加筆した場合には必ず確認してください。）		
9	(別紙アカウント目録)	アカウント目録を添付しない場合は右欄に☑を入れて、10に進んでください。		
(1)	アカウントの特定に十分な情報	アカウントURL、アカウント名、スクリーンネーム等により当該アカウントの特定（識別）がされていますか（URLについては、コピー&ペーストするなどした後、当該ページにアクセスできるかなど確認して、正しく記載されていることを確認してください。）。		
(2)	証拠の引用	当該アカウントについての証拠が引用されていますか。		
(3)	証拠との一致	アカウントURLやアカウント名等は証拠と一致していますか。		
10	(別紙投稿記事目録)			
(1)	サイト名	本件投稿がされたインターネットのサイト等について記載されていますか。		
(2)	閲覧用URL	本件投稿の閲覧用URLが正しく記載されていますか（URLについて、コピー&ペーストするなどした後、当該ページにアクセスできるかなど確認して、正しく記載されていることを確認してください。また、URLの記載ができない場合、申立書の関連事情への記載をお願いします。）。		
(3)	証拠の引用	当該投稿について証拠が引用されていますか。（※ 引用している証拠で当該投稿のURLが確認できますか。）		
(4)	投稿日時	本件投稿の投稿日時が可能な限り記載されていますか。（投稿日時がUTC（協定世界時）か、JST（日本標準時）かも明らかにしてください。）		
(5)	証拠との一致	目録の記載内容は、引用した証拠と一致していますか。（※ 証拠と一致しない場合が散見されます。再度確認してください。）		
(6)	権利侵害主張を記載しない	権利侵害の明白性についての主張が別紙投稿記事目録中に記載されていませんか。（※ 権利侵害の明白性の主張は、別紙権利侵害の説明に記載してください。）		
11	(別紙権利侵害の説明)	※(3)の名誉権等はあくまでも例示です。権利侵害がこれらに限られるという趣旨ではありません。		
(1)	証拠の引用	権利侵害の説明を裏付ける証拠が引用されていますか。		
(2)	同定可能性	同定可能性（本件投稿が申立人を対象とする投稿であること）について明確に主張がされていますか。また、それらについて必要十分な証拠が提出されていますか。		
(3)	主張内容、証拠による裏付け	権利侵害の説明について、次のとおり侵害される権利・利益の区別に応じた具体的な事実が記載されていますか。また、それらについて裏付けとなる必要十分な証拠が提出されていますか。		
	名誉権の主張	（名誉権侵害の場合）① 本件投稿が摘示する事実、② その事実が申立人の社会的評価を低下させる理由、③ その事実が真実でないことなど違法性阻却事由が存在しないことが明確にされていますか。④ 反真実性についての証拠が提出されていますか。		
	名誉感情の主張	（名誉感情侵害の場合）① 本件投稿が申立人の名誉感情を侵害する理由が明確か、② 名誉感情の侵害が社会通念上許容される限度を超えているか（その理由）について説明されていますか。		
	プライバシー侵害の主張	（プライバシー侵害の場合）① 本件投稿がどのような情報を摘示するものであるか、② その情報が申立人のプライバシーに係る情報に当たるか（その理由）、③ その情報を含む本件投稿がされる利益より、申立人のプライバシーが保護される利益が優越するか（その理由）について説明されていますか。		
12	(添付書類・書証等)			
(1)	申立書写し	申立書の写しが添付されていますか。（※ 証拠説明書及び書証は申立人から相手方への直送になりますので、写しの提出は不要です。）		
(2)	証拠説明書	証拠説明書が添付されていますか。		
(3)	資格証明書	資格証明書（登記事項証明書）が添付されていますか。相手方の代表者が法人の場合には、当該法人の資格証明書（登記事項証明書）も添付されていますか。		
(4)	委任状（特別授権含む）	手続代理委任状が添付されていますか。（※ 委任事項に取下げが含まれていることも確認してください。）		
13	(自由記載欄)	その他、裁判所への連絡事項がありますか。連絡事項がある場合には下欄に記載してください。		
		（※ 必要に応じて欄の高さを変更してください。別紙に記載される場合には、その旨を記載して、別紙も併せて提出してください。）		